

5. 周辺環境への配慮

(音響・照明)

- 周辺施設等への迷惑となる音出し・照明は行わないようにしてください。また、周辺より苦情が出た場合は、やむを得ず中止等の対応を求める場合があります。
- 音や照明が周辺に影響を及ぼすおそれがある場合は、周辺施設等への事前周知など必要な対策をお願いします。

(におい)

- 広場利用の際の悪臭、煙等を発生する店舗、設備については、周辺に影響を及ぼすおそれがある場合は、設置・持込を制限することがあります。

6. 安全管理への配慮

(緊急車両への対応・避難路の確保)

- 緊急時における緊急車両の動線を確保してください。
- 店舗や来場者の滞留スペースの間隔に配慮するなど避難経路を確保してください。

(警備)

- 搬入、搬出時には、安全性の確保のため、関係機関と協議の上、必要となる警備員を配置してください。
- イベント実施時の来場者や通行者の安全性、周辺道路の交通に配慮し、警備員等の配置を適切に行ってください。

(歩行者動線)

- 来場者や通行者の安全・快適な通行を妨げないように、広場内の通路の歩行者空間の確保をお願いします。

(車両の乗り入れ)

- 許可された場所以外への車両の乗り入れは禁止です。ただし、車いす、三輪車、幼児用自転車は除きます。
- 搬入、搬出時における車両の広場への乗り入れは、事前に申請が必要です。搬入出時には、路上駐車等を避け、広場内への迅速な乗り入れをお願いします。

(保険への加入)

- イベントにおける事故、スタッフや来場者の怪我等、万一の場合に備え、イベント等の主催者は事前に関連する各種保険（設営時の保険、レクリエーション保険等）へ必ず加入してください。

7. 衛生管理への配慮

(喫煙)

- 敷地内は、原則禁煙です。
- イベント時の喫煙については、施設管理者と事前に協議の上、喫煙スペースを設け、分煙を行ってください。

(ごみ処理)

- 広場内にはごみ箱を設置していません。原則、利用者の責任で処理してください。
- イベント利用時に広場内で発生したごみは、イベント等の主催者の責任で処理してください。
- イベント時に発生したごみは、ごみ袋又はごみ箱に分別回収し、原則当日持ち帰りします。やむを得ず、ごみ回収が翌日以降となる場合は、施設管理者と事前協議となります。

(ペット)

- ペットはリードなどをつけ、放し飼いにしないでください。フンは飼い主が責任を持って処分してください。



- 屋外イベント広場では、人工芝を傷めるおそれがあるため、フット等を固定するための杭打ち等は禁止します。
- 屋外イベント広場では、フット等を固定するための杭打ち等を認めず。
- 屋外イベント広場では、人工芝を傷めるおそれがあるため原則禁止します。
- 屋外イベント広場では、事前に施設管理者と協議を行ってください。
- 屋外イベント広場では、使用を認めず。ただし、天然芝を傷めるおそれがあるため、養生が必要となる場合は、事前に施設管理者と協議を行ってください。
- 重傷物を置くなど人工芝や天然芝を傷めるおそれがあるため、養生が必要となる場合があります。

(その他)

- 屋外イベント広場では、人工芝を傷めるおそれがあるため原則禁止します。
- 屋外イベント広場では、事前に施設管理者と協議を行ってください。
- 屋外イベント広場では、使用を認めず。ただし、天然芝を傷めるおそれがあるため、養生が必要となる場合は、事前に施設管理者と協議を行ってください。
- 重傷物を置くなど人工芝や天然芝を傷めるおそれがあるため、養生が必要となる場合があります。

(火気の使用)

- 重傷物を置くなど人工芝や天然芝を傷めるおそれがあるため、養生が必要となる場合があります。
- その場合は、事前に施設管理者と協議を行ってください。

(人工芝の養生)

- 屋外イベント広場では、人工芝を傷めるおそれがあるため、養生が必要となる場合があります。
- 屋外イベント広場及び屋根付イベント広場は、養生を要する場合には、養生が必要です。
- 広場の間の舗装部分に乗り入れることができます。なお、園路を横断する場合は、養生が必要です。
- 最大積載量4t以下の車両については、メンテナンス付近及び屋根付イベント広場と屋外イベント広場の養生が必要となります。
- 乗用貨物自動車(2t以下)の車両については、園路に乗り入れることができます。ただし、コーナ一部は養生が必要です。

(車両の乗り入れ)

- 飲み物等をこぼした場合は、片付け・清掃時に水で流すなど適切に処理してください。
- (周辺の清掃については、施設管理者と事前に協議し、有無を決定します。)
- イベント内容に応じては、利用範囲だけでなく、広場全体及び周辺も含めて清掃を行ってください。
- (施設管理者が点検します。)
- イベント等の主催者は、イベント終了後に、広場を現状に回復する義務を負います。

(片付け・清掃)

- 周辺住民等からの苦情等については、主催者が誠意をもって対応してください。
- 施設利用中(搬入出時を含む)の人的、物的損害に係る賠償責任は主催者の負担となります。
- 会場設営のための機材や備品等、イベント等の主催者が持ち込んだ物品については、主催者の責任で管理してください。
- イベントによっては、関係機関等への届出等が必要な場合があります。イベント等の主催者はイベント実施までに届出等を済ませてください。

(イベント実施の際の会場管理)

- 会場設営のための機材や備品等、イベント等の主催者が持ち込んだ物品については、主催者の責任で管理してください。
- イベントによっては、関係機関等への届出等が必要な場合があります。イベント等の主催者はイベント実施までに届出等を済ませてください。

(準備)

- イベントによっては、関係機関等への届出等が必要な場合があります。イベント等の主催者はイベント実施までに届出等を済ませてください。

4. イベント時の留意事項～準備・片付け～

鹿児島市上町ふれあい広場

情報・文化の発信基地 ～鹿児島発祥の地「上町」から～ ルールブック (第3版)

広場の利用にあつては、利用者マナーの原点に立ち、安全・安心かつ快適に利用していただくため、ルールを守っていただけますようお願いいたします。



【連絡先】

かんまちあ 管理事務所
電話番号 099-225-4141 FAX : 099-225-4145
e-mail : info@kanmacheer.jp

令和3年4月

3. 禁止行為・制限行為

- 基本的には立ち入り自由な広場という特性を踏まえ、交通・防災・衛生上の安全の確保の観点から、次の利用を禁止又は制限します。
- また、施設の利用が暴力団を利用するおそれがあるとき、施設の管理に於いて定める他の条例の規程にかかわらず、施設の利用に係る許可その他の処分を取り消し、又は利用の制限をします。
- 次の行為は、一般利用者及びイベント等を実施する利用者において、いかなる場合も禁止します。

(禁止行為)

- 公序良俗に反する行為、風紀を乱す行為
- 他の利用者や周辺住民に対し迷惑となる行為
- (迷惑となる野球・サッカー・ゴルフ・ローアースケート・ホークなど)
- ※屋外イベント広場では、他人に危険が及ぶような入場・利用(球技)は原則禁止とします。
- ごみ・空き缶その他汚物の投棄や悪臭を発生させる行為
- 広告の貼り出し、落書き、施設・備品等のき損

(制限行為)

- 危険物の持ち込み
- 所定の場所以外での火気の使用
- 物品その他の販売又は商品の寄付募集等の行為
- 興行、展示会、競技会その他これらに類する行為
- 指定された場所以外への車両の乗り入れ
- 広告物の表示、配布、散布

以下の行為を行う場合は、施設管理者の許可が必要です。

1. 利用日・利用時間

- 広場は原則として、年間を通じて利用が可能です。ただし、改修等により利用できない場合があります。
- イベント利用等占有利用可能日は、12月29日から1月3日を除く毎日とします。
- イベント利用等占有利用の時間は、8時30分～21時とします。
- イベント利用等占有利用の時間は、原則イベントの設営及び撤去に限り利用を認めず。
- イベントの設営及び撤去に係る時間は、7時30分～22時とします。
- 上記時間以外での利用については、事前協議が必要です。
- 広場は、屋根付と屋外の両方または屋根付または屋外のいずれかでも利用することができます。
- 屋外イベント広場は、半面での占有利用が可能です。

2. 駐車場利用

- 1時間まで無料とします。
- イベント主催する場合、イベント等の主催者は必要に応じて公共交通機関の利用を呼びかけて下さい。
- 鹿児島駅周辺の回遊性を高めるため、周辺施設と連携して、駐車場の割引サービスの実施など効果的なサービスの実施を検討します。

